

# 昭和二十四年法律第二百七十号

私立学校法

目次

第一章	私立学校に関する教育行政（第五条）
第二章	私立学校（第一条～第四条）
第三章	学校法人（第二十三条）
第一節	通則（第二十四条～第二十九条）
第二節	設立（第三十条～第三十四条）
第三節	管理（第三十五条～第三十九条）
第一款	役員及び理事会（第三十五条～第四十条の五）
第二款	評議員及び評議員会（第四十一条～第四十四条）
第三款	役員の損害賠償責任等（第四十四条）
第四款	寄附行為変更の認可等（第四十五条～第四十六条）
第五款	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条～第四十九条）
第四章	雜則（第六十四条～第六十五条の四）
第五章	罰則（第六十六条～第六十七条）
附則	三条の二（第二十一条～第二十二条）
第一章	総則（この法律の目的）
第一条	この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。（定義）
第二条	この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。
2	この法律において「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。
3	この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第四条	この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては、文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園について、当該指定都市等の長）とする。
第三条	この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。（所轄庁）
第四条	この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては、文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園について、当該指定都市等の長）とする。
第五条	私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県に、私立学校審議会を開く。
第六条	私立学校審議会は、都道府県知事の定めた委員会に建議することができる。

第七条	私立学校審議会等への諮詢（私立学校審議会等への諮詢）
第八条	都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第三条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行ふ場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。（登記の細目）
第九条	この法律の規定により諸問すべきこととされている事項（同法第九十五条の規定により、登記しなければならない。）を行ふ場合には、あらかじめ、登記しなければならない。
第十条	私立学校審議会は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。
第十一条	私立学校審議会は、都道府県知事の定めた員数の委員をもつて、組織する。

第十二条	私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合は補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第十三条	私立学校審議会に、会長を置く。
1	会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。
2	会長は、私立学校審議会の会務を総理する。
3	（委員の解任）
第十四条	都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。
第十五条	私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法
4	（議事参与の制限）
第十六条	私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができ
5	る。（住所所）
第十七条	学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（登記）
第十八条	学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
〔一般社団・財団法人法の規定の準用〕
第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代理理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。
〔申請〕
第二節 設立
第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。
一 目的
二 名称
三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
四 事務所の所在地
五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他員に関する規定
六 理事会に関する規定
七 評議員会及び評議員に関する規定
八 資産及び会計に関する規定
九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
十 解散に関する規定
十一 寄附行為の変更に関する規定
十二 公告の方法
十三 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。
十四 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者の中から選定されるようにならなければならぬ。
十五 認可

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人に登記する場合に、前条第一項の規定による登記の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人に登記する。

2 人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。
〔寄附行為の補充〕
第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係者の請求により、これらの事項を定めなければならない。
2 前条第一項の規定は、前項の場合に準用する。
〔設立の時期〕
第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。
〔寄附行為の備置き及び閲覧〕
第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
〔財産目録の作成及び備置き〕
第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。
〔一般社団・財団法人法の規定の準用〕
第三十四条 一般社団・財団法人法第一百五十八条及び第二百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならぬ。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

〔学校法人と役員との関係〕

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を開く。
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3 理事会は、理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
5 理事会は、理事会の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
〔役員の職務等〕
第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるとところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
1 学校法人の業務を監査すること。
2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合は、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は二人を理事とすることができる。
3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。
5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
8 次に掲げる者は、役員となることができない。
〔役員の兼職禁止〕
第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。









四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十一条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十七条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十二条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十六条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十七条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十一条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十二条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十三条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十四条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第八十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十一条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十三条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十四条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十六条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十七条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第一百条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。  
 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。  
 二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。  
 三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四	第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
五	第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
六	第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
七	第四十七条第一項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
八	第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
九	第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公報をしたとき。
十	第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
十一	第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
十二	第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
十三	第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
四	前項の組織変更是、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生ずる。
五	前項の規定による登記に關する必要な事項は、政令で定める。
六	この法律施行の際に存する民法による財團法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四条の法人となることができる。
七	第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
八	第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。
九	第二項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財團法人が学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、當該学校は、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。
十	前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。
十一	学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関する限りは、第三十五条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例によることとする。
十二	第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教養、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この法律は、公布の日から施行する。））の施行により、寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けたとき。
十三	この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の施行の日から施行する。
十四	附 則（昭和三十六年六月一七日法律第一四五年号）抄
十五	この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。
十六	（施行期日）抄
十七	この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和三七年九月一五日法律第一）**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後に行政不服審査法による不服申立てをすることが可能となる場合に係るもので、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第二項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（昭和三九年六月一九日法律第一）**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九）**

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び（施行期日）抄

び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

2 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

3 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

4 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

5 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

6 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

7 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

8 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

9 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

10 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

11 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

12 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

13 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

14 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

15 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

16 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

**附 則（昭和五一年五月二五日法律第二）**

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

2 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

3 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

4 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

5 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

6 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

7 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

8 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

9 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

10 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

11 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

12 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

13 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

14 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

15 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

16 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

1 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続きの意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（私立学校法の一改正に伴う経過措置）

1 この法律の一部改正に伴う経過措置

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

1 この法律の一部改正に伴う経過措置

(施行期日)  
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八号）抄  
(施行期日)この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二一条の規定（国等の事務）この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（処分等に関する経過措置）

規定期（附則第一条各号に掲げる規定について、當該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改訂前とのそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る際現に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る際現に改訂前のそれぞれの法律の規定により行われる。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改訂後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを行なう。この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律の適用については、改訂後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改訂後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、この法律による改訂後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第二百五十六条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにして、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（検討）

第二百五十七条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十八条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二百五十九条 政府は、内閣法の一部を改訂する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一） 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

（二） 第一千三百五十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

（三） 第一千三百四十四条（規制に関する法律第一号）抄  
(施行期日)この法律は、公布の日から施行する。

第二百六十条 施行日前においてこの法律による規定について、當該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改訂前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
これは、附則第二条から前条までの規定又は改訂後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものとみなす。

この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

第二百五十八条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにして、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（検討）

第二百五十七条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十八条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二百五十九条 政府は、内閣法の一部を改訂する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一） 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

（二） 第一千三百五十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

（三） 第一千三百四十四条（規制に関する法律第一号）抄  
(施行期日)この法律は、公布の日から施行する。

第二百六十条 施行日前においてこの法律による規定について、當該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改訂前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに、これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。附則（平成十一年二月二二日法律第一六〇号）抄  
(施行期日)この法律は、公布の日から施行する。

第二百五十九条 政府は、内閣法の一部を改訂する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一） 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

（二） 第一千三百五十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

（三） 第一千三百四十四条（規制に関する法律第一号）抄  
(施行期日)この法律は、公布の日から施行する。

第二百六十条 施行日前においてこの法律による規定について、當該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改訂前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

私立学校法第四十五条の規定によりされている学校

法人の寄附行為変更の認可の申請であつて、改正後の同条第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成一六年五月一二日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 改正後の私立学校法(以下「新法」という。)第十条第一項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該号又は第六号に掲げる事項について定めのないものは、平成十八年三月三十一日までに、これらの事項について寄附行為をもつて定めなければならない。

第四条 新法第三十七条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

第五条 新法第三十八条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任について適用する。

第六条 新法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画について適用する。

第七条 新法第四十六条の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。

第八条 新法第四十七条第一項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。

2 新法第四十七条第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

## 附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八

項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

(附則) 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(附則) 第二条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則（令和元年五月二十四日法律第一号）抄**

(施行期日) この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改

正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。)第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 新私立学校法第三十七条第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現在に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例によ

る。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

(施行期日) この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第二条 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第二条 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第二条 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第二条 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

(号) 抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定(公布の日から起算して六月を経過した日)

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(号) 抄 (令和元年二月一日法律第七一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(号) 抄 (令和元年二月一日法律第七一号)

(施行期日)